

甲府市立図書館基本計画



令和2年3月
甲府市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 甲府市立図書館の概況	
1 図書館サービスの概要	4
2 主要な図書館サービス	4～6
3 図書館サービスの実績	6～7
第3章 甲府市立図書館を取り巻く現状	
1 時代の潮流	8
2 甲府市の状況	9
3 甲府市立図書館の課題と視点	10
第4章 基本構想	
1 目指す図書館像	11
2 基本理念	11
3 基本方針	12
4 施策と取組内容	
-1 基本サービスの充実	13～15
-2 子どもの読書活動推進	16
-3 社会教育の機能	17
-4 未来志向のサービス	18
5 計画の執行体制	19
第5章 計画の進行管理及び点検・評価	
1 進行管理	20
2 点検・評価	20
 用語解説	 21～24
資料編	25～45

は じ め に

甲府市立図書館は、明治期に甲府市の初等教育に尽力された権太政氏より寄託された蔵書（通称「権太文庫」）などを収め、大正 15 年に開館した「甲府通俗図書館」が起源となり、昭和 11 年に甲府市に移管されて「甲府市立図書館」と改称して以来、戦災からの復興、2 度の移転を経て現在地に至るまで、90 余年の歴史があります。殊に当地に移転してからは、図書館システムの導入、近隣館との相互貸借、開館時間延長、移動図書館“なでしこ号”の刷新、専用ホームページ開設、市内小中学校や公民館図書室とのネットワーク化など、時代の趨勢を捕捉する中で、地域の社会教育だけでなく、学校教育への支援にも注力してまいりました。

また、図書館はその地域における市民の生涯にわたる情報拠点施設として、蔵書資料の整備を図るとともに、良質な図書館サービスの提供に努め、読書を通して人生を豊かにする読書文化の醸成と子どもの読書活動を推進する役割を果たす必要があります。さらには、図書館利用者の多様化するニーズに応じて地域が抱えるさまざまな課題解決の支援や地域の実情に応じた情報提供を行うなどのほか、近年では、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりや地域の防災拠点などとしてより幅広い観点から社会貢献を期待される施設となっています。

しかし近年、少子高齢化・高度情報化等が急速に進む中、社会構造の変化や地域課題の複雑化等に対応する図書館サービスの見直しが急務となっており、また、スマートフォン等の普及によるネット社会の拡大が子どもの活字離れや文書読解力の低下を招くなど、子どもの読書活動に係る課題も山積しています。

甲府市立図書館では、これら輻輳する諸般の状況を踏まえ、現行の課題に対応しつつ、図書館の将来ビジョンを明確にした「甲府市立図書館基本計画」を策定し、利用者の皆様やボランティア団体の方々等と共に各施策に取り組むことで、地域における「知の拠点」としての社会教育施設の役割を果たしてまいります。皆様には尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました利用者の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました甲府市立図書館協議会の委員並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

甲府市教育長 小林 仁

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

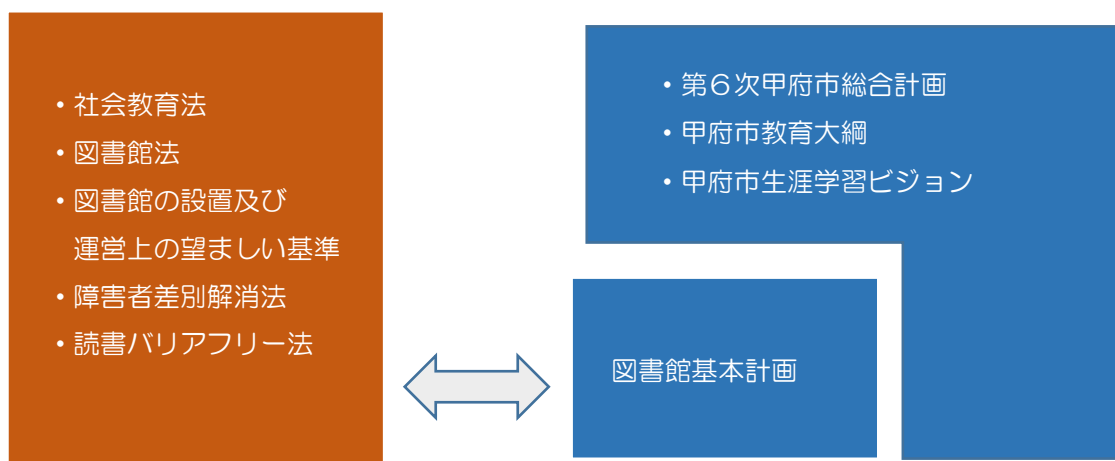
近年の図書館が抱える課題や、社会教育法・図書館法の改正も踏まえた「これからの図書館の在り方検討協議会」の提言を受けて、平成24年12月、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、図書館の管理運営についての新たな指針が示されました。この中では、公立図書館の管理運営に関する基本的運営方針の策定と、設定された目標や事業計画の達成状況等に関し、自ら点検と評価に努めるよう求めています。

また、中央教育審議会においても、“特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。（平成20年答申）”、“社会教育施設としての図書館には、他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、市民ニーズに対応できる情報拠点の役割を期待。（平成30年答申）”など、今後の図書館に求められる役割を示す答申が出されています。

更に、平成28年の「障がい者差別解消法」に続き、令和元年に「読書バリアフリー法」が施行され、視覚障がいなど読書に困難を伴う方への図書館サービスのあり方を考えるべき法律が施行され、図書資料や施設・設備などへの対応も急務となっており、多方面から図書館経営に関するビジョンが求められています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の趣意に基づき策定する、「図書館法」、「子どもの読書活動推進法」ほか関係する諸法令並びに「第6次甲府市総合計画」、「甲府市生涯学習ビジョン」などの上位計画を指針とした、本図書館の**基本的運営方針**となるものです。



3 計画の期間

この計画の計画期間は、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5か年とします。また、必要に応じ計画の見直しを行います。



〈空からみた甲府市立図書館〉

第2章 甲府市立図書館の概況

1 図書館サービスの概要

甲府市立図書館は、創設以来今日まで、生涯学習の情報拠点施設として市民文化などの向上に寄与してきました。現在は、多様化する市民の要望に応えられるよう、図書や視聴覚資料を幅広く収集、整理、保管するとともに、インターネットによる本の予約受付、北・西・南・中道公民館図書室とのネットワーク化、図書館ボランティアとの協働によるイベントを実施しています。

また、移動図書館「なでしこ号」による市内33ステーションの巡回や地域文庫等21箇所への団体貸出など、市民の身近な情報或いは生涯学習の拠点施設として、利用者が必要とする知識や学習機会の提供に努めています。

そして、分館機能を担う北・西公民館図書室へは司書を定期的に派遣し、利用者からの相談に応じるなど、細やかなサービスに心がけるとともに、土日祝日の開館、夏休み期間の開館の繰上げ、電話やホームページからの貸出期間延長手続き、スマートフォン向けホームページの開設など、利便性の向上にも注力しています。

さらに、子どもの読書活動推進を図るため、出生届提出の際に絵本を配布するブックスタート事業や小学校、公民館図書室、児童館などに出張して子どもを対象にした絵本の読み聞かせや手遊び等を行う「おはなしキャラバン」も実施しており、全世代に渡る図書館サービスを展開しています。

2 主要な図書館サービス

(1) 移動図書館「なでしこ号」の巡回

遠隔地に居住するなど図書館に直接来ることができない市民のために、市内33箇所にサービスステーションを設置し、毎月2回、定期的に「なでしこ号」で巡回して図書の貸出しを行っています。

(2) 貸出文庫（団体貸出）

市民のボランティア活動によって運営され、児童を中心とする地域住民に貸出しを行っている地域文庫4箇所及び保育所等17箇所に、それぞれ図書資料を配本し、市民の利用に供しています。

(3) 公民館図書室の有効活用

身近な場所で図書館サービスが受けられるよう、北公民館図書室・西公民館図書室・南公民館図書室・中道公民館図書室4室を図書館ネットワークで結び、本館の本の予約受取りなど図書館から離れた地域に住む利用者の利便性を高めて

きました。特に、北公民館図書室・西公民館図書室においては、平成25年度から司書を定期的に派遣し、利用者からの相談等への対応など、サービスの向上に努めています。

(4) 子どもの読書活動の推進

読書習慣を身につけるため、出生届の際に、絵本を配本するブックスタート事業に加え、子ども向け読書記録ノートを作成し、平成27年2月から図書館ホームページに様式を掲載するなど、子どもの読書活動の推進に努めています。

また、平成31年3月には、「第3次甲府市子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校等が子どもたちと読書とを結びつけ、読書を通じて豊かな心と生きる力を育むことができる施策を推進しています。

(5) 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の活用

平成27年1月から、国立国会図書館が所蔵するデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料の画像閲覧や複写が可能となるサービスを開始しています。

(6) 各種イベントの実施

甲府市立図書館が主催するイベントや映画会のほか、ボランティアとの協働による絵本の読み聞かせ活動等を実施するなどして、図書館利用者の拡大を図っています。

(7) 児童サービス

児童期は、生涯を通して読書習慣が形成される大切な時期です。児童が本と出合うことで、読書の楽しさに触れ自ら進んで読書を身につけることができるよう、親子で参加する絵本の読み聞かせやおはなし会などを開催しています。

また、質の高いサービスを提供するため、県内の公共図書館で組織する「児童奉仕研究部会」等に参加し、職員の資質向上を図っています。

(8) 予約・リクエストサービス

図書館で所蔵している資料のうち、利用者の求める資料が他の利用者へ貸出中の場合、貸出しを求める利用者からの予約を受け、資料が返却された場合は、予約待ちの利用者に資料を提供しています。

また、図書館で未所蔵の資料についても同じく予約を受け、購入または県内の公共図書館から資料を借用し、利用者に提供しています。

なお、これらの資料については、インターネットによる予約も受付けています。

(9) レファレンスサービス

利用者の課題解決及び調査研究などを支援する役割を果たすために、レファレ

ンス資料の充実、所蔵機関調査、書誌的事項調査、資料案内調査、事実・事項調査など、幅広いレファレンスサービスを提供し、利用者の期待に応えられるよう努めています。

3 図書館サービスの実績

(1) 利用状況（5か年の推移）

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開館日数		282 日	282 日	282 日	282 日	276 日
登録人数	一般 (高校生以上)	99,060 人	105,070 人	107,139 人	109,369 人	111,314 人
	児童 (中学生以下)	7,358 人	6,834 人	6,738 人	6,048 人	5,705 人
貸出数	個人	467,820 点	494,993 点	481,902 点	475,038 点	477,372 点
	団体	15,527 点	14,566 点	14,558 点	15,864 点	16,001 点
	移動図書館	19,609 点	18,177 点	18,153 点	15,419 点	16,529 点
蔵書数	一般図書	278,195 冊	272,381 冊	276,139 冊	271,329 冊	274,464 冊
	児童図書	103,550 冊	104,365 冊	103,522 冊	103,510 冊	105,995 冊
	逐次刊行物	27,444 冊	27,230 冊	28,834 冊	29,620 冊	30,079 冊
	AV 資料	5,554 点	5,630 点	5,412 点	5,414 点	5,436 点
人口 1 人当年間貸出数		2.6 点	2.8 点	2.7 点	2.7 点	2.7 点
1 日平均貸出数		1,784 点	1,871 点	1,825 点	1,795 点	1,847 点
甲府市の人口		192,601 人	191,664 人	190,456 人	189,200 人	187,868 人
受入図書数（購入・寄贈）		14,053 冊	14,227 冊	14,475 冊	12,986 冊	15,747 冊
廃棄図書数（雑誌等を除く）		12,328 冊	19,226 冊	11,560 冊	17,808 冊	10,127 冊

(2) 平成 30 年度実績

ア 個人貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	3,863 点	8,558 点	21,769 点	18,597 点	21,620 点	33,921 点
児童書	978 点	2,166 点	5,510 点	4,708 点	5,473 点	8,587 点
計	4,841 点	10,724 点	27,279 点	23,305 点	27,093 点	42,508 点
産業	芸術	語学	文学	絵本 紙芝居 雑誌	CD DVD	計
7,870 点	25,727 点	4,074 点	125,226 点	19,102 点	30,484 点	320,811 点
1,992 点	6,512 点	1,031 点	31,699 点	87,905 点	0 点	156,561 点
9,862 点	32,239 点	5,105 点	156,925 点	107,007 点	30,484 点	477,372 点

イ 団体貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	21 点	28 点	66 点	207 点	276 点	705 点
児童書	16 点	35 点	48 点	145 点	502 点	235 点
計	37 点	63 点	114 点	352 点	778 点	940 点
産業	芸術	語学	文学	絵本	紙芝居 雑誌	計
69 点	184 点	22 点	1,710 点	0 点	0 点	3,288 点
79 点	209 点	31 点	1,143 点	10,081 点	189 点	12,713 点
148 点	393 点	53 点	2,853 点	10,081 点	189 点	16,001 点

ウ 移動図書館（なでしこ号）貸出

分類 区分	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
一般書	79 点	166 点	355 点	322 点	853 点	1,508 点
児童書	24 点	50 点	107 点	98 点	258 点	456 点
計	103 点	216 点	462 点	420 点	1,111 点	1,964 点
産業	芸術	語学	文学	絵本 紙芝居	雑誌	計
125 点	655 点	80 点	5,927 点	0 点	330 点	10,400 点
38 点	198 点	24 点	1,793 点	2,906 点	177 点	6,129 点
163 点	853 点	104 点	7,720 点	2,906 点	507 点	16,529 点

エ 分類別蔵書数

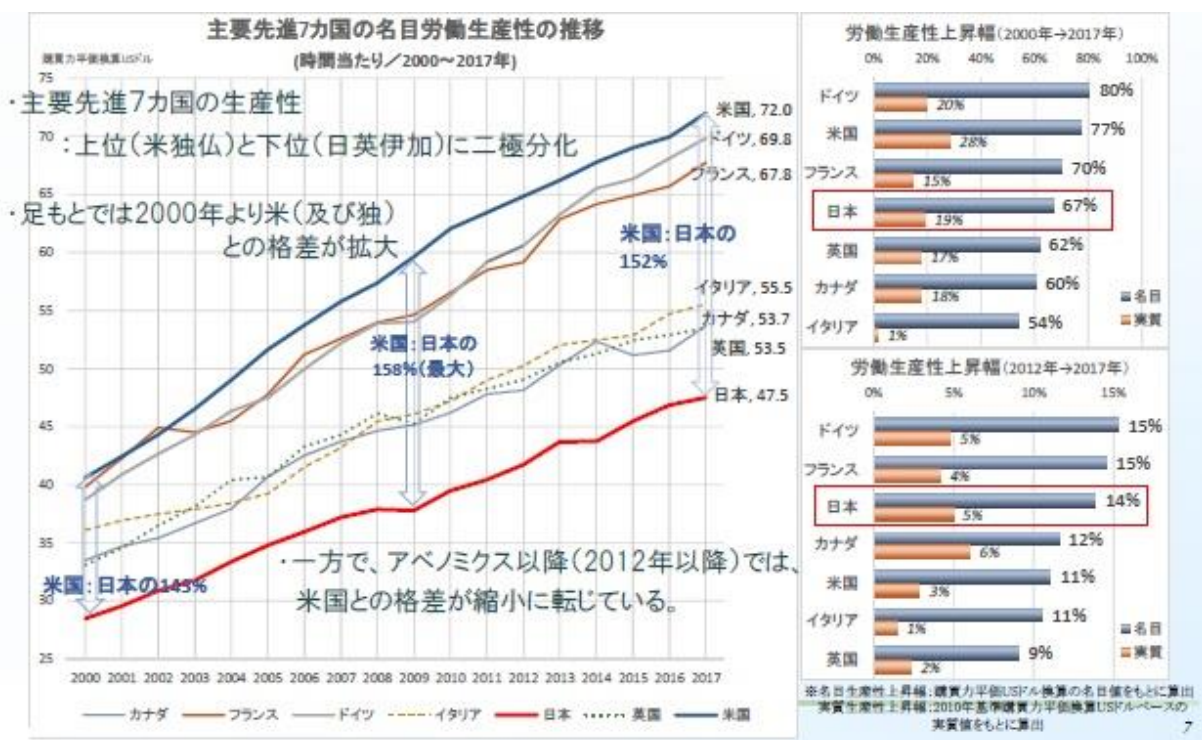
分類	総記	宗教 哲学	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工学
蔵書数	9,157 点	8,874 点	22,680 点	38,798 点	15,945 点	21,105 点
産業	芸術	語学	文学	郷土 資料	洋書	一般書 計
8,594 点	21,400 点	4,278 点	94,646 点	11,364 点	2,014 点	258,855 点
児童書 計	本館 合計	移動図書館		逐次 刊行物	AV 資料	総計
		一般書	児童書			
91,215 点	350,070 点	15,609 点	14,780 点	30,079 点	5,436 点	415,974 点

第3章 甲府市立図書館を取り巻く現状

1 時代の潮流

現在の日本は、大きな転換期に直面しています。少子高齢化が進み、経済のグローバル化の中での国際競争の激化、富の集中や地域間格差の進行など、これまで享受してきた経済発展や豊かな生活とトレードオフする形でさまざまな課題が顕在化しました。殊に、温暖化などの環境問題、社会保障費の増大、持続可能な産業の推進など、早急な対策を要する社会的課題が山積しています。

一方、情報技術の分野に於いては、IoT・AI（人工知能）・ビッグデータといった新しい技術の進歩が、社会の在り方に変革をもたらしつつあり、中央・地方を問わず、これらの先端技術を産業や生活に効果的に取り入れ、社会的課題の解決に繋げてゆく取り組みが待たれています。



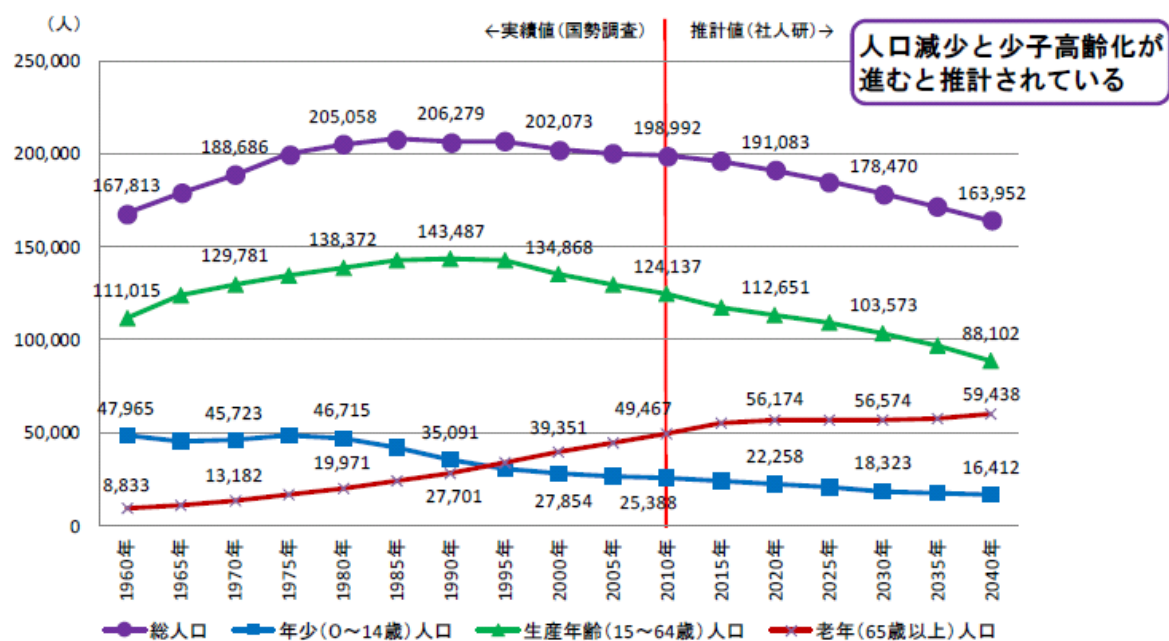
資料:「労働生産性の国際比較 2018」公益財団法人 日本生産性本部

2 甲府市の状況

甲府市においては、第6次総合計画の中で、①人口減少・少子高齢化への対応、②暮らしの安全・安心の確保、③豊かな自然環境の保全、④リニア中央新幹線を活かしたまちづくり、⑤持続可能な自治体経営の確立、の五つを“まちづくりの課題”として掲げており、市民アンケートや市民ワークショップからの求めに応じる形となっています。

なかでも、地域活力の維持向上を図るための、人口減少や少子高齢化への対策は甲府市にとっての最重要課題に位置付けられ、子育て・教育環境、雇用環境の整備と若い世代の定着或いは流入を図ること、また、高齢者の健康増進と住みなれた地域での生きがいのある暮らしが営める環境づくりを標榜しています。

また、近年頻発する自然災害を背景とした防災対策、防犯機能や地域文化維持に資する地域コミュニティの機能向上、豊かな自然環境の保全、リニア中央新幹線の開業効果を活かしたまちづくり、インフラの老朽化など厳しい財政状況下での持続可能な自治体経営の確立など、地方衰退の波の中でのさまざまな課題解決が求められています。



資料：地域経済分析システム（RESAS）〈国勢調査〉

「甲府市人口ビジョン」より

3 甲府市立図書館の課題と視点

時代の大きな流れの中、とりわけ、家庭・地域の教育力の低下や社会の要請に応じた学習機会のニーズを背景として、地域の課題に関する学習活動、或いは、子ども達の学校以外の居場所、家庭教育支援の場など、地方の公立図書館には地域の社会教育振興の資源或いは拠点となることが求められています。

甲府市立図書館では、学習需要の拡大に応え、生涯のいつでも自由に機会を選択して学習でき、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築が必要と考えます。

生涯にわたり学び続ける環境づくりに向け、ライフステージに応じた学習ニーズを把握しながら、学習拠点となる図書館の機能向上等に取り組むことにより、利用者の自主的な学習機会や学習内容の充実を図っていくとともに、利用者の社会参画意識の醸成や、学ぶだけでなく、その習得した知識を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりを推進していくほか、甲府市立図書館としての特色或いは独自性が打出せるような資料収集及び地域振興に繋がるような支援が課題となっています。



〈生涯にわたり学び続ける環境づくり〉



〈家庭教育支援の場〉

第4章 基本構想

1 目指す図書館像



甲府市立図書館は地域の公共図書館として、また公立図書館として、種々の法律或いは提言などから多くの役割を担うことが義務付けられ、また、期待されています。

公共図書館としては、将来に向けて更に少子高齢化が進み、膨大な情報が溢れる知識基盤社会の中で、デジタルディバイドの解消と情報リテラシーの涵養、そして内閣府が標榜する“Society 5.0”に象徴される新しい時代への対応など、市民に十分な知識と情報を提供し、また、その活用を促進しなければなりません。

また、公立図書館としては、地域の社会教育施設として、生涯学習の成果を活用する場の提供だけでなく、地域のコミュニティづくりの場として、地域社会をリードする立場を求められていること、また、視覚障がいや肢体不自由等の障がいにより、図書館の利用に何らかの障害のある人に不都合を生じさせないような配慮が求められており、より、公共性の高い施設運営が期待されています。

2 基本理念

甲府市立図書館は、市民の自主的な学習を支援するとともに、次世代を担う子どもたちをはじめとする全ての市民の豊かな読書活動の拠点として、現行の図書館サービスを堅持しつつ、時代に即した図書館活動を推進します。

また、市民の多様化するニーズに応えて地域が抱えるさまざまな課題解決の支援や地域の実情に応じた情報提供を行うほか、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点など、より幅広い視点から社会貢献を果たす図書館活動の推進を図ります。

3 基本方針

目指す図書館像と基本理念を実現させるため、次の4つの基本方針のもと、施策の推進を図ります。



基本サービスの充実を図ります。



子どもの読書活動を推進します。



社会教育施設の機能にコミットします。



未来志向のサービスを構築します。

ー基本方針別施策ー

基本サービスの充実

- ・利用者ニーズへの対応
- ・広域サービスの実践
- ・アクセシビリティの向上
- ・利用教育の推進

子どもの 読書活動推進

- ・第三次子どもの読書活動推進計画の着実な推進
- ・子どもの居場所づくり

社会教育施設の機能

- ・多様な学習機会の提供
- ・ボランティア活動等の促進
- ・地域の課題解決支援

未来志向のサービス

- ・デジタル情報資源の活用
- ・資料の電子化
- ・先進技術の活用

4 施策と取組内容

4-1 基本サービスの充実

(1) 利用者ニーズへの対応

ア 利用者ニーズに応える資料等の収集・提供

幅広い利用者の要望や社会の要請に十分配慮し、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽など多様な分野の資料収集に努めます。

また、人気作や書評で紹介された図書など、リクエストの多い作品も積極的に収集し、企画展示などの利用者が手にとりやすい形で提供します。

イ 地域資料及び甲府市出身者などの資料収集

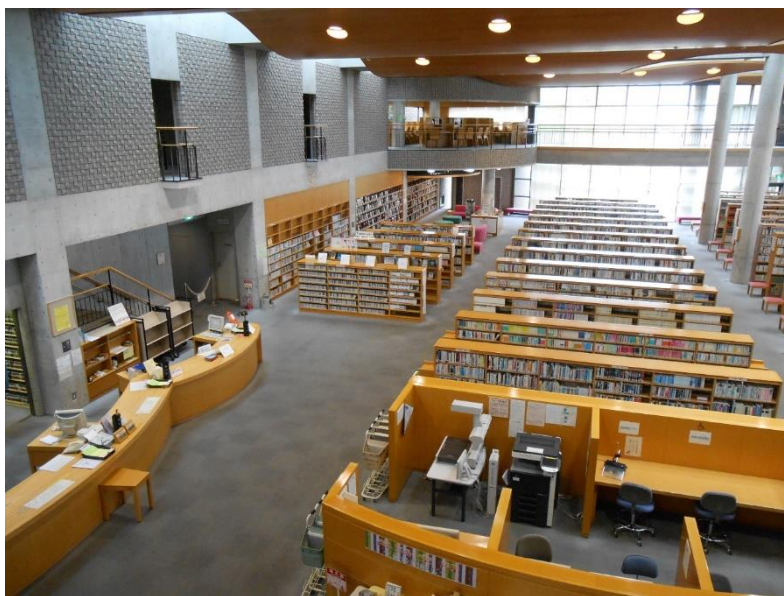
甲府市に関連する図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真などを収集するとともに、郷土愛の醸成や地域への愛着を深めるため、武田氏をはじめ、甲府市や山梨県に所縁の深い資料の収集と提供に努めます。

ウ 情報サービス環境の整備

テーマ別の資料案内・展示や資料検索システムを充実し、また、Wi-Fi スポット・インターネット端末等から、外部の情報へもスムーズにアクセスし情報収集ができるような環境を整備します。

エ 専門職としてのスキルアップ

図書館職員が専門的なサービスを実施するために必要な、資質・能力の維持、向上を図るため、図書館協会及び教育委員会等が主催する研修その他必要な講習等へ参加し、利用者のニーズに応えられるよう努めます。



〈本館1F開架スペース〉

（２）広域サービスの充実

ア 公民館図書室の活用

身近な公民館において本館と同様のサービスを享受できるよう、本館の資源を地域のニーズに合った選書や児童サービスにフィードバックするなど、公民館図書室の活用を強化し、サービス向上に繋げられる方途を調査・検討します。

イ なでしこ号の活用

本館まで来られないお年寄りやお子さんのために、移動図書館が巡回することは、公民館図書室の活用と同様に重要な事業です。老朽化した「なでしこ号」のリニューアル検討や、ステーション（３３箇所）の利用状況等を勘案する中で巡回ポイントの見直し等を行い、「なでしこ号」の活用を進めます。



＜移動図書館「なでしこ号」＞

(3) アクセシビリティの向上

ア 合理的配慮

障がいを持つ方や高齢のため図書館の利用が困難な方にも、より読書を楽しんで頂ける環境を整えることが求められています。拡大読書機等の読書を補助するツールの導入や、施設・設備のバリアフリー化など、可能な合理的配慮に努めます。

イ 専門資料の整備

視覚障がいを持つ方に読書に親しんでもらうために有用な、点字本・大活字本や朗読CDなどのほか、聴覚障がいの方向けの、手話や字幕入り映像資料など、資料の閲覧・視聴に困難を抱える方向けの専門資料の充実を図ります。

(4) 利用教育の推進

ア 積極的な情報発信

イベント情報の周知ほか資料の検索や予約など、図書館の利用促進を図るため、ホームページの充実を図り、併せてFace Bookの更新にも注力するなど積極的な情報発信に努めます。

イ 情報リテラシーの向上

子どもたちが情報機器を利用して、必要な情報の選択と活用ができる能力を身に付けられるよう、学校及び学校図書館と連携します。

また、高齢者の図書館利用や情報活用に役立てるパスファインダーの充実などを図ります。



〈本館 2F レファレンス室〉

4-2 子どもの読書活動推進

(1) 第三次子どもの読書活動推進計画の着実な推進

ア 発達段階に応じたサービス

乳幼児・児童・青少年といった年齢層に応じた図書の整備を行うとともに、ブックスタート・読み聞かせ・おはなしキャラバン或いは保護者向けの講座など、当該計画の趣旨に拠る発達段階に応じた諸事業を推進します。

イ 読書意欲の向上

自身の読書履歴を記録することにより読書意欲を向上させ、読書量増加の動機付けとなる「読書通帳」の導入や、自身のお薦め本をプレゼンし合う「ビブリオバトル」の開催など、子どもと読書を結びつける新たな方策の調査研究を行います。

(2) 子どもの居場所づくり

ア 地域文庫の活性化

子どもが居住する地域で読書に親しめる環境（居場所）を整えるため、ボランティア団体等の活動を支援し、地域文庫の活性化を図ります。

イ 放課後児童クラブへの貸出等

放課後児童クラブを利用する子どもたちの読書機会を拡充するため、放課後児童クラブへの団体貸出を積極的に行うほか、様々な環境の子どもが集い、読書を通じて友達や地域との交流が深まるような、図書を提供します。



〈多文化共生への配慮〉

4-3 社会教育施設の機能

(1) 多様な学習機会の提供

ア 高齢者の居場所

高齢者にも気軽に本に親しんでもらい、図書館に足を運んでもらえるよう、さまざまな図書資料を揃え、高齢者向けテーマの講座やイベント、ワークショップなどを研究・企画します。

(2) ボランティア活動の促進

ア ボランティア等との協働

読み聞かせをはじめ、図書館サービスを共に担って頂くボランティアとの協働を深め、また、さまざまな団体の学習の成果を活用する機会を支援し、生涯学習の場としての機能を向上させます。

(3) 地域の課題解決支援

ア テーマ別資料の収集・展示

利用者の調査研究やビジネス支援に資するため、レファレンス機能を強化すると共に、さまざまな話題を取り上げたテーマ別資料の展示等に努めます。



＜ボランティアによる「折紙教室」＞

4-4 未来志向のサービス

(1) デジタル情報資源の活用

ア オンライン・データベースの活用

有償・無償のデータベースを活用し、気軽にオンライン資料を利用できる環境とそのサポートができる体制づくりに努めます。

(2) 資料の電子化

ア デジタルアーカイブ

絶版や貴重な資料を劣化させずに保存する方法として、地域資料の電子化等の実現可能な方策について研究します。

イ 電子書籍

館内での閲覧やインターネットでの貸出サービスなど、図書館サービスにおける電子書籍の可能性について研究します。

(3) 先進技術の活用

ア 情報媒体（IC カード等）

マイナンバーカードの利用者カードとしての活用や、図書にICタグを貼付し自動貸出機の導入、蔵書点検の省力化を図るなど、ICチップ等を活用した新たなサービスについて研究します。

イ 通信技術（無線通信等）

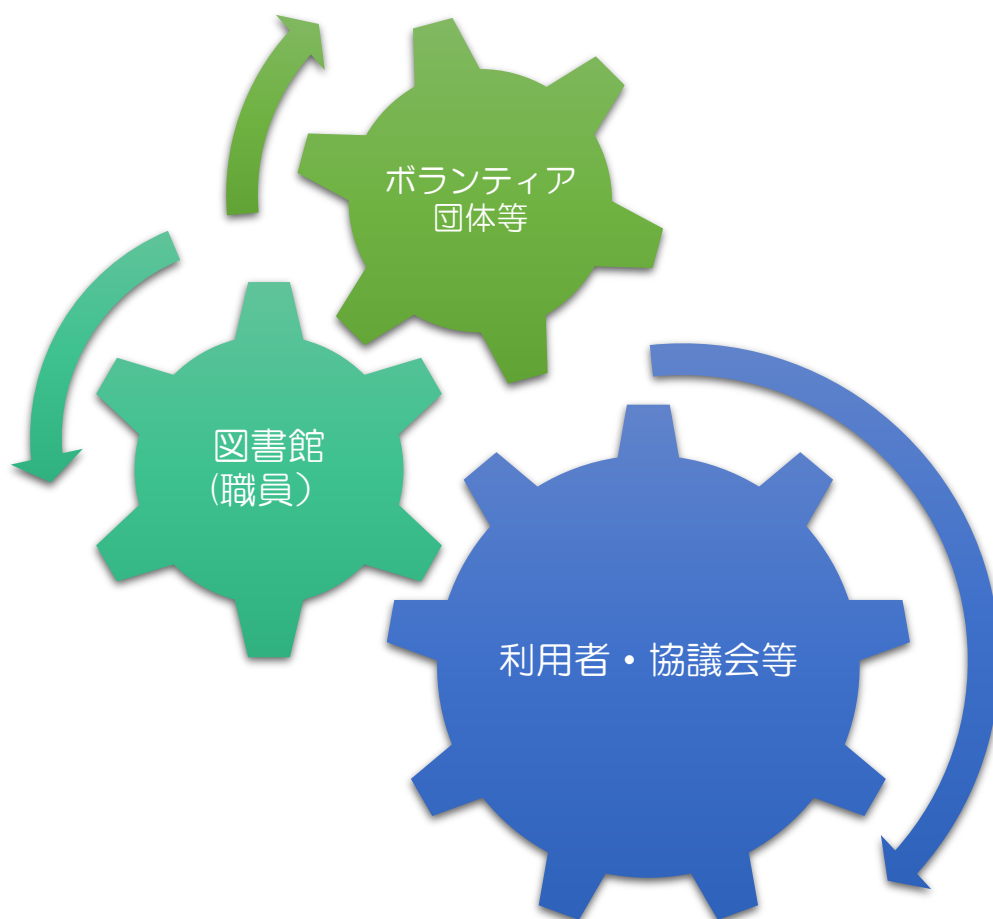
なでしこ号と本館を無線で接続するなど、日進月歩の高速通信技術・通信網を活用することで可能になる新たなサービスの創出を図ります。



〈電子書籍の可能性を研究〉

5 計画の推進体制

本計画の諸施策は、図書館員（行政職・司書）と各種ボランティア団体等の協働と、利用者及び図書館協議会などの機関による評価・検証が相乗的に作用し合う推進体制により進めるものとする。



第5章 計画の進行管理及び点検・評価

1 進行管理

本計画は、PDCAサイクルにより、必要に応じて、随時見直しを行いながら計画の進行管理を行います。

具体的には、利用者アンケートを実施するなど、定期的に施策の実施状況や自己評価を検証し、円滑な推進に努めます。

また、施策の方向性に齟齬が生じたり遅延が認められたりする場合は、職場会議などを通じて情報共有し修正を加えます。

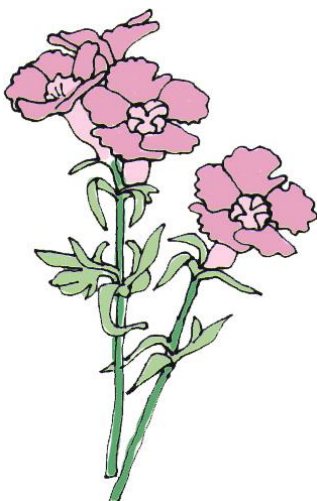
2 点検・評価

(1) 点検方法

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、各施策の実施状況等について、毎年度ごとに「甲府市立図書館協議会」に報告しご意見をいただく中で、点検・評価を行います。

(2) 評価指標

日本の公共図書館の評価は、貸出数から来館者数へと変遷してきましたが、これからの公共図書館は、デジタル化への対応、レファレンスや課題解決能力、バリアフリー化や住民との協働など、図書館サービスが地域・社会にどれだけ貢献できたかも、評価項目として重要になります。



〈甲府市の花「なでしこ」〉

【用語解説】

A I（人工知能）	言語の理解や推 [※] 問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行 [※] せる技術。※
I Cカード	情報（データ）の記録や演算をするために集積回路（I C）を組み込んだカードのこと。※
I o T（アイ・オー・ティ ー）	“モノのインターネット”と呼ばれる、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み或いはそれにより実現されるデジタル社会のことを指す。※
インターネット端末	当館で利用者がインターネットで調べものをする時などに使えるパソコン。申請により1回55分区分切りで利用できる。
おはなし会 （ブックトーク）	子どもと対面でお話や物語を語ること。（本を読むのではない）文字を読めない子だけでなく、読むのが苦手な子を物語の世界に誘う。
おはなしキャラバン	保育所や小学校などを訪問し、司書がブックトークや読み聞かせなどを行う当館の児童サービスの一つ。
オンライン・データベース	インターネットなどコンピュータネットワーク上にあるデータベース。 新聞や専門雑誌の記事、研究論文などを検索・参照できる。※
拡大読書機	本などの文字をレンズで拡大するのではなく、カメラで読み取って電子画像として拡大表示する装置。
公共図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設のこと。
公立図書館	地方公共団体が設置する公共図書館のこと。設置する地方公共団体の条例で定めること、入館その他資料の利用などにいかなる対価も徴収してはならないこと、図書館協議会を置くことができるなどの規定がある。
子どもの読書活動推進計画	「子供の読書活動の推進に関する法律」により、子どもの読書活動の推進に関する施策について策定するよう努めなければならない計画。
権太文庫	明治期、甲府の近代小学校教育の礎を築いた権太政(ごんだただし)氏が収集した三千冊余りの蔵書を明治41年に琢美小学校内に「権太文庫」として甲府市に寄贈した。
Society5.0（ソサエティ 5.0）	第5期科学技術基本計画において提唱された、サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会で、我が国が目指すべき未来社会の姿のこと。

司書の派遣	図書館システムがネットワークで接続されている公民館図書室に、定期的に司書が訪問・滞在し、書架の整理や新刊書・お薦め本の展示などを行うこと。現在は、北公民館と西公民館に派遣している。
情報リテラシー	情報機器や情報技術を活用して、情報やデータを収集・管理・活用する能力のこと。IT 技術が普及した現在では、膨大な情報の中から如何に必要な情報だけを収集・整理し、組み換えたりして活用できるかが問われている。
ステーション	移動図書館「なでしこ号」が定期的に訪問し、その地域の方に本の閲覧や貸出・返却を行う場所。現在市内に 33 か所ある。
相互貸借	提携する図書館同士で図書資料の貸し借りをを行うこと。
図書館協議会	図書館法で設置が認められた図書館長の諮問機関。図書館のサービスに関し館長に意見を述べることもできる。
大活字本	視力が弱い人や高齢者向けに、大きい（12～22 ポイント）書体が使われている本。
団体貸出	甲府市立図書館が、学校・保育所・児童館などに、対象となる子どもの年齢に合わせた本を選び、2 か月間程度貸し出しをするサービス。
地域文庫	地域の自治会や有志グループなどが設置し、運営する子ども文庫。自治体などから経費の助成を受けたり、図書館から団体貸出により図書を揃えたりして運営している。
知識基盤社会	変化が激しく、常に新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる社会のこと。こうした社会を生き抜く資質として、我が国の子どもたちにとって課題となっている思考力、判断力、表現力を高めることが求められている。
デジタルアーカイブ	博物館・図書館・公文書館などにおいて、収蔵品や有形無形の文化資源などをデジタル化して記録・保存し、インターネットなどを通じて公開している或いはできるようになっている資源のこと。
デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を、承認を受けた全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービス。
デジタルディバイド	“情報格差”とも言い、インターネット等の ICT（情報通信技術）を、地域、社会、身体などの条件から“使える／使えない”という格差が生じていること。日本においては年齢による格差が問題となっている。
電子書籍	主にインターネット上で流通する電磁的に記録された読み物。パソコンやタブレットなどで専用のアプリやリーダーを用いて閲覧する。印刷・製本・保管・流通ほかの経費を節約して再販でき、絶版を避けられる。

点字本	視覚障がい者のために点字などで記述された図書のこと。通常の文字は点訳され、挿絵などはエンボス加工によって表現される。
読書通帳	読んだ本の履歴、貸出履歴を記録しておく手帳のこと。読書の履歴が可視化されることにより、読書量の増加や読書意欲向上などが期待できる。
なでしこ号	甲府市立図書館が運行する移動図書館。約 3,000 冊の本を積載して市内 33 か所のステーションを訪問し、本の貸し出しをする。
Face Book (フェイスブック)	アメリカのハーバード大の学生が、学生間の情報交流を促すために開発した SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) のこと。漸次一般にも公開し、今や世界中に 20 億人を超えるユーザーを持つ。※
P D C A サイクル	Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Act(改善)の 4 つの段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという、もともとは生産技術における品質管理などに用いられた手法。※
パスファインダー	特定の事項・テーマに関する情報を探すための手がかりとなるウェブサイト等を簡潔にまとめたガイドのこと。
バリアフリー化	障がい者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障害を取り除くための施策若しくは具体的に障害を取り除いた状態。
ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど膨大なデータの集合体。意思決定の高度化、見識の発見、プロセスの最適化等に寄与する情報資産として価値がある。
ビブリオバトル	京都大学から始まった読書会・勉強会が転じた“書評合戦”。参加者が面白いと思った本を持ち寄って短時間でプレゼンし、一番読みたくなった本を決めるイベント。公共図書館が主催し、中高生に参加してもらう企画が各地に広がっている。
ブックスタート	赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しいひとときを分かち合うことを応援する事業。1992 年イギリス発祥。日本では 2000 年の「子ども読書年」から試験的に導入され広がった。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を、放課後有料で預かる制度。
読み聞かせ	文字の読めない子に対して代わりに声に出して本や文字を読んであげること。子どもの言葉の獲得、想像力の醸成に役立つ。
リクエスト (サービス)	貸出中或いは所蔵が無いなどの理由で直ちに借りられない本を、カウンター又はインターネットから予約できるサービス。
利用教育	図書館の利用者に対して行われる、図書館の利用方法 (検索用パソコンの使い方など) や、資料の活用方法などを習得させるための活

	動。学校においては、学校司書が児童・生徒に対して行う教育的な指導のこと。
レファレンス（サービス）	利用者が学習・研究をするために必要な資料や情報を効率的に利用できるよう、相談に応じるサービスのこと。
朗読 CD（録音図書）	耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。長時間録音が可能で見出し機能がある専門のデジタル図書を DAISY（デイジー）という世界標準規格のものが主流。

資 料 編

【来館者アンケート】

甲府市立図書館来館者アンケート集計結果

目的

図書館の来館者に対し、利用実態やサービス満足度の調査・把握を行い、今後の図書館サービスの向上に反映させるため、来館者に対しアンケート調査を実施した。

実施期間

令和元年7月19日(金)から令和元年7月28日(日)

配布方法

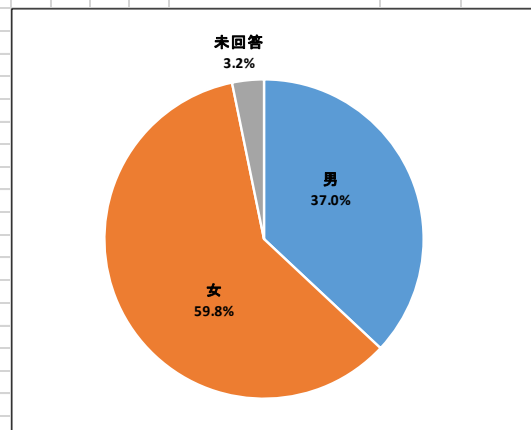
1階カウンター、2階児童室カウンター及び公民館(市立図書館の資料を貸出返却可能な4館、返却可能な4館)において、利用者にアンケート用紙を配布し、調査への協力を依頼した。
(別途記載台、回収箱設置。)

回答者数

311人

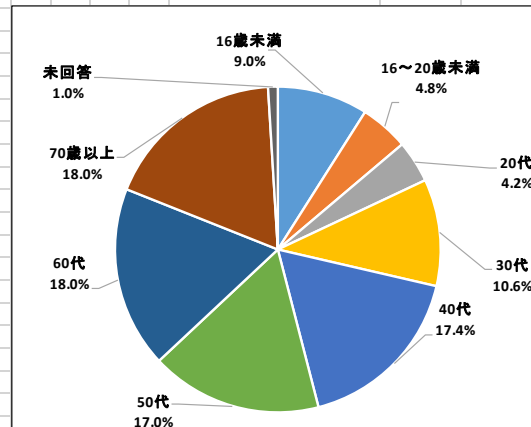
◆あなたの性別は

1	男	115人	37.0%
2	女	186人	59.8%
	未回答	10人	3.2%
合 計		311人	100.0%



◆あなたの年齢は

1	16歳未満	28人	9.0%
2	16～20歳未満	15人	4.8%
3	20代	13人	4.2%
4	30代	33人	10.6%
5	40代	54人	17.4%
6	50代	53人	17.0%
7	60代	56人	18.0%
8	70歳以上	56人	18.0%
	未回答	3人	1.0%
合 計		311人	100.0%

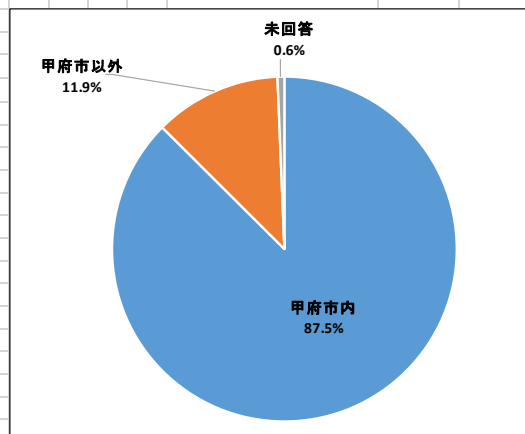


◆あなたのお住まいは

1	甲府市内	272人	87.5%
2	甲府市以外	37人	11.9%
	未回答	2人	0.6%
合 計		311人	100.0%

※甲府市以外

	笛吹市	15人	40.5%
	山梨市	4人	10.8%
	南アルプス市	3人	8.1%
	市川三郷町	3人	8.1%
	甲斐市	2人	5.4%
	富士河口湖町	2人	5.4%
	甲州市	1人	2.7%
	富士川町	1人	2.7%
	中央市	1人	2.7%
	身延町	1人	2.7%
	県外	2人	5.4%
	未回答	2人	5.4%
合 計		37人	100.0%

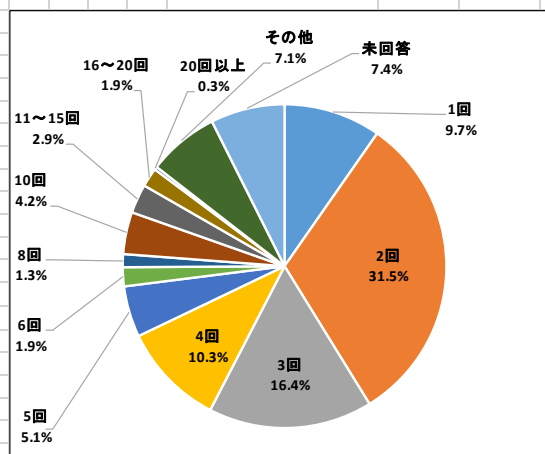


◆当図書館を1ヶ月あたり何回ご利用されますか？

1回	30人	9.7%
2回	98人	31.5%
3回	51人	16.4%
4回	32人	10.3%
5回	16人	5.1%
6回	6人	1.9%
8回	4人	1.3%
10回	13人	4.2%
11～15回	9人	2.9%
16～20回	6人	1.9%
20回以上	1人	0.3%
その他	22人	7.1%
未回答	23人	7.4%
合 計	311人	100.0%

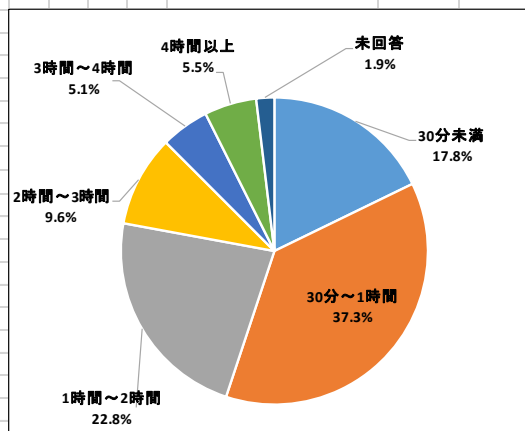
※その他

	年に数回	13人	59.2%
	夏休みなど長期休暇	4人	18.2%
	初めて	2人	9.1%
	テスト期間のみ	1人	4.5%
	なでしこ号を利用	1人	4.5%
	不明	1人	4.5%
合 計		22人	100.0%



◆1回あたりどのくらい館内に滞在されますか？

1	30分未満	55人	17.8%
2	30分～1時間	116人	37.3%
3	1時間～2時間	71人	22.8%
4	2時間～3時間	30人	9.6%
5	3時間～4時間	16人	5.1%
6	4時間以上	17人	5.5%
	未回答	6人	1.9%
合 計		311人	100.0%

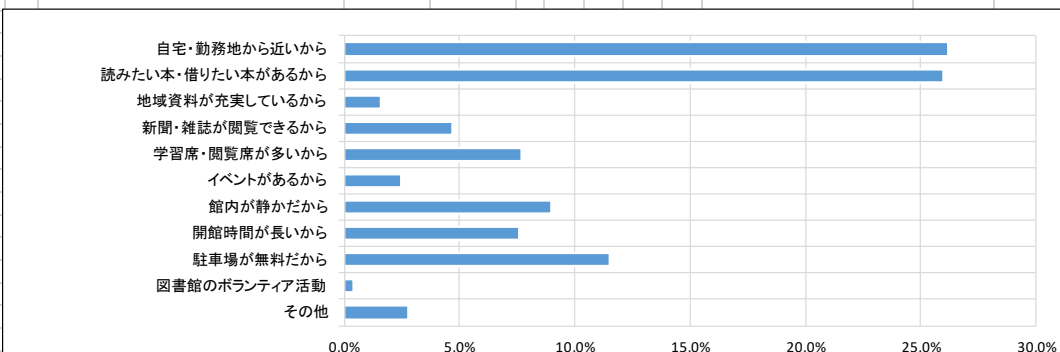


問1 あなたが当図書館を利用される理由を選んでください。(※複数回答可)

1	自宅・勤務地から近いから	180人	26.2%
2	読みたい本・借りたい本があるから	178人	26.0%
3	地域資料が充実しているから	11人	1.6%
4	新聞・雑誌が閲覧できるから	32人	4.7%
5	学習席・閲覧席が多いから	53人	7.7%
6	イベントがあるから	17人	2.5%
7	館内が静かだから	62人	9.0%
8	開館時間が長いから	52人	7.6%
9	駐車場が無料だから	79人	11.5%
10	図書館のボランティア活動	3人	0.4%
11	その他	19人	2.8%
合 計		686人	100.0%

11その他

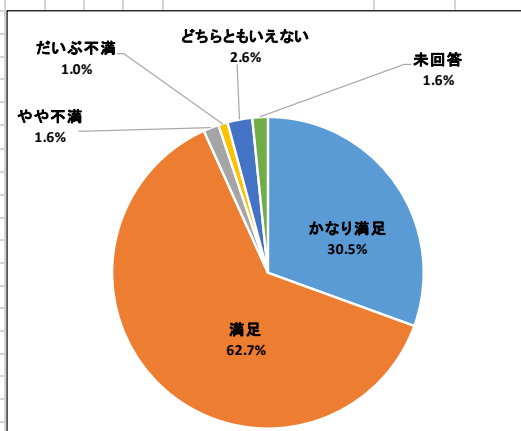
- ・涼しいから(夏季)
- ・勉強しやすいから
- ・職員が親切
- ・利用しやすいから
- ・館内の雰囲気がよく、落ち着くから
- ・CDが借りられるから
- ・貸出延長ができるから



問2 サービスや施設についての満足度をおたずねします。

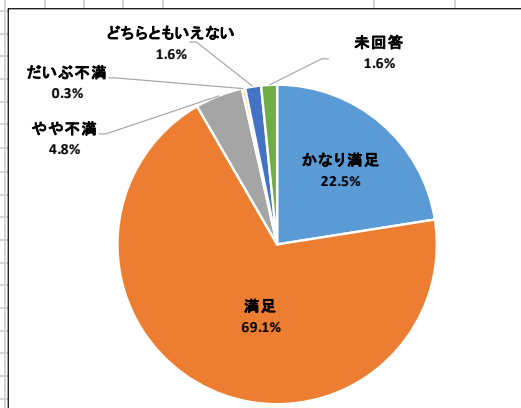
職員の接遇について

1	かなり満足	95人	30.5%
2	満足	195人	62.7%
3	やや不満	5人	1.6%
4	だいぶ不満	3人	1.0%
5	どちらともいえない	8人	2.6%
	未回答	5人	1.6%
合 計		311人	100.0%



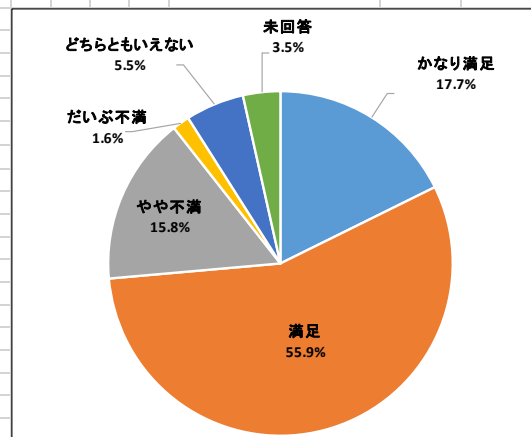
書架の本の整理具合について

1	かなり満足	70人	22.5%
2	満足	215人	69.1%
3	やや不満	15人	4.8%
4	だいぶ不満	1人	0.3%
5	どちらともいえない	5人	1.6%
	未回答	5人	1.6%
合 計		311人	100.0%



書架にある本の種類について

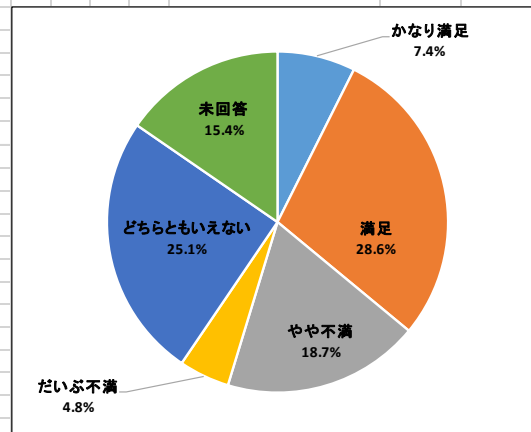
1	かなり満足	55人	17.7%
2	満足	174人	55.9%
3	やや不満	49人	15.8%
4	だいふ不満	5人	1.6%
5	どちらともいえない	17人	5.5%
	未回答	11人	3.5%
合 計		311人	100.0%



CD・DVD等の種類について

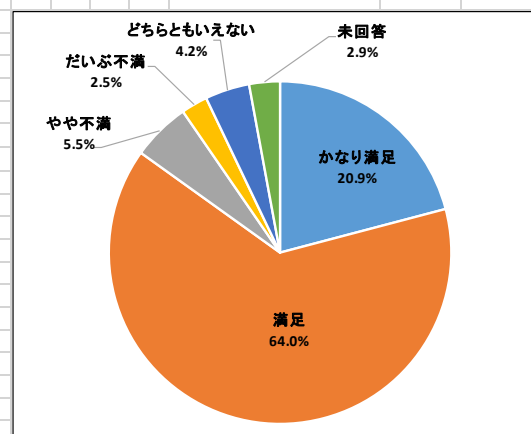
1	かなり満足	23人	7.4%
2	満足	89人	28.6%
3	やや不満	58人	18.7%
4	だいふ不満	15人	4.8%
5	どちらともいえない	78人	25.1%
	未回答	48人	15.4%
合 計		311人	100.0%

※借りたことがないという理由から未回答が多い。



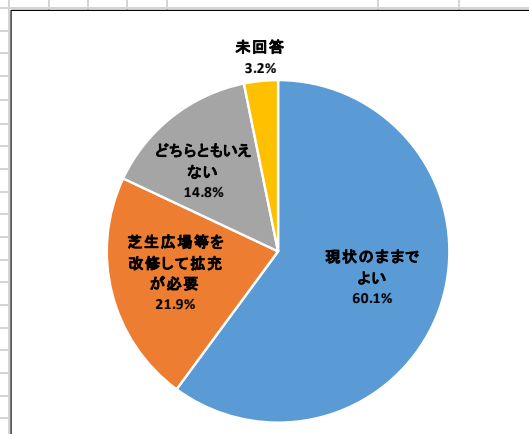
施設の使い勝手について

1	かなり満足	65人	20.9%
2	満足	199人	64.0%
3	やや不満	17人	5.5%
4	だいふ不満	8人	2.5%
5	どちらともいえない	13人	4.2%
	未回答	9人	2.9%
合 計		311人	100.0%



駐車場について

1	現状のままでよい	187人	60.1%
2	芝生広場等を改修して拡充が必要	68人	21.9%
3	どちらともいえない	46人	14.8%
	未回答	10人	3.2%
合 計		311人	100.0%

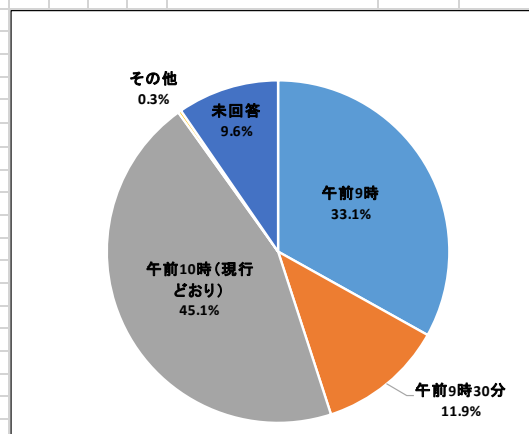


問3 開館時間と閉館時間についておたずねします。

平日の開館時間は何時がいいと思いますか？

1	午前9時	103人	33.1%
2	午前9時30分	37人	11.9%
3	午前10時(現行どおり)	140人	45.1%
4	その他	1人	0.3%
	未回答	30人	9.6%
合 計		311人	100.0%

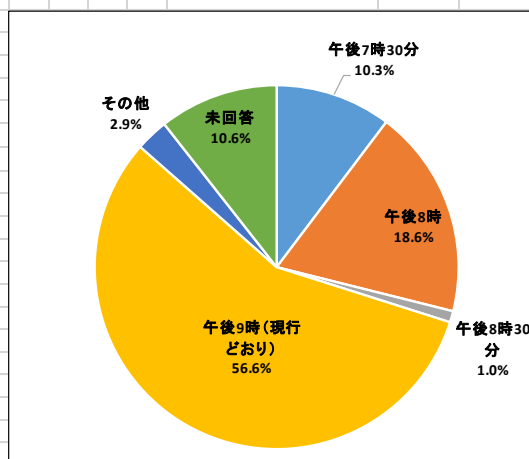
4 その他
夏は早めに



平日の閉館時間は何時がいいと思いますか？

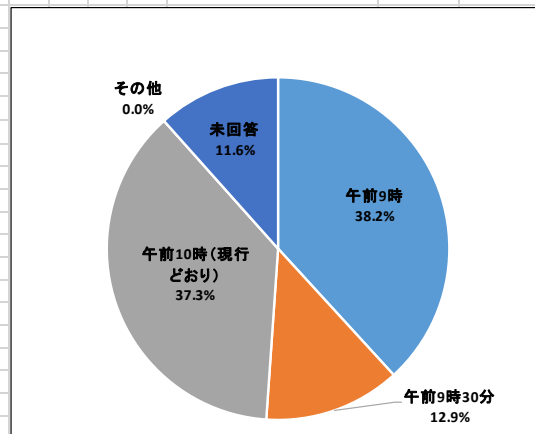
1	午後7時30分	32人	10.3%
2	午後8時	58人	18.6%
3	午後8時30分	3人	1.0%
4	午後9時(現行どおり)	176人	56.6%
5	その他	9人	2.9%
	未回答	33人	10.6%
合 計		311人	100.0%

5 その他
・何時でも ... 1人
・早くしてよい ... 1人
・午後7時 ... 1人
・午後10時 ... 5人
・午後11時 ... 1人



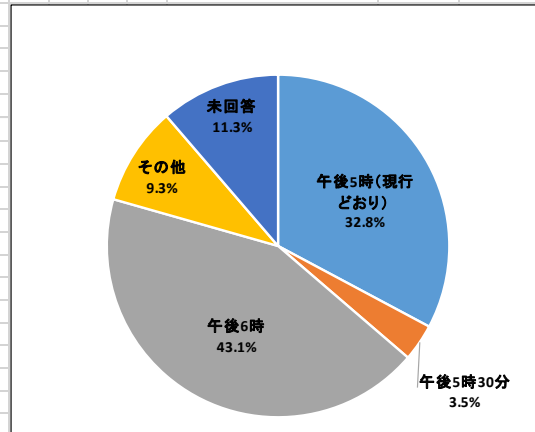
土日の開館時間は何時がいいと思いますか？

1	午前9時	119人	38.2%
2	午前9時30分	40人	12.9%
3	午前10時(現行どおり)	116人	37.3%
4	その他	0人	0.0%
	未回答	36人	11.6%
合 計		311人	100.0%



土日の閉館時間は何時がいいと思いますか？

1	午後5時(現行どおり)	102人	32.8%
2	午後5時30分	11人	3.5%
3	午後6時	134人	43.1%
4	その他	29人	9.3%
	未回答	35人	11.3%
合 計		311人	100.0%

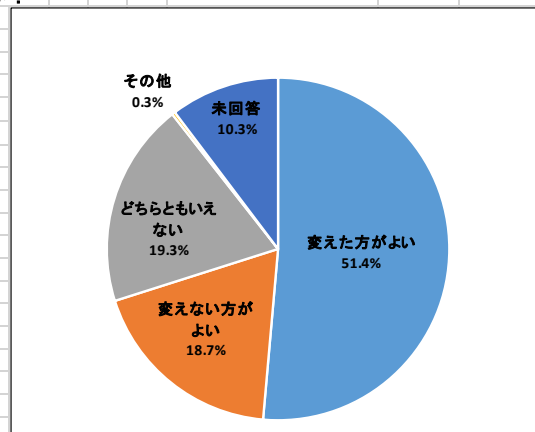


4 その他

できるだけ遅く	...	1人
遅い方がいい	...	1人
夏は午後6時、冬は午後5時	...	1人
午後7時	...	8人
午後8時	...	7人
午後9時	...	9人
午後10時	...	1人
午後11時	...	1人

夏休み期間は開館時間を30分早めて午前9時30分開館としていますが、季節により開館・閉館時間を変えることについてどう思いますか？

1	変えた方がよい	160人	51.4%
2	変えない方がよい	58人	18.7%
3	どちらともいえない	60人	19.3%
4	その他	1人	0.3%
	未回答	32人	10.3%
合 計		311人	100.0%

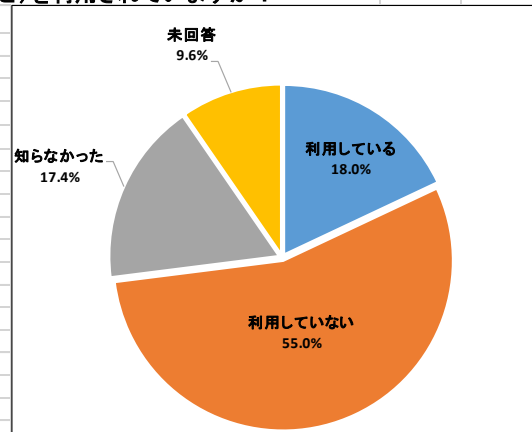


4 その他

来館者の状況職員の働き易さ等、総合的に考えて必要があれば変えても良い。

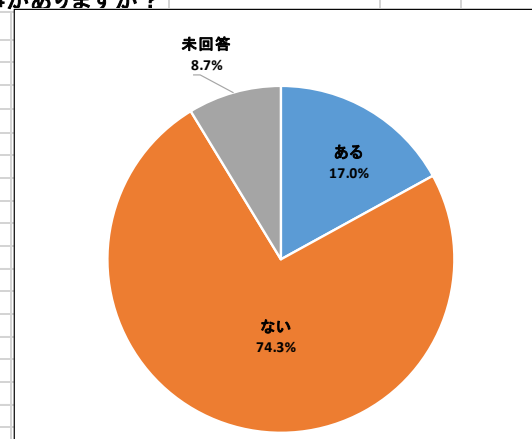
問4 当館のホームページからインターネット(予約など)を利用されていますか？

1	利用している	56人	18.0%
2	利用していない	171人	55.0%
3	知らなかった	54人	17.4%
4	未回答	30人	9.6%
合 計		311人	100.0%



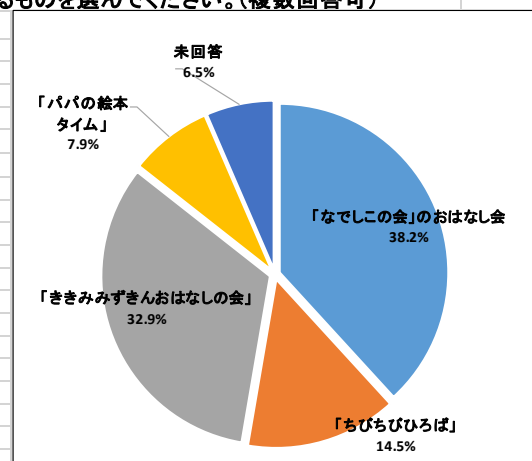
問5 児童室で行っている”おはなし会”に参加した事がありますか？

1	ある	53人	17.0%
2	ない	231人	74.3%
	未回答	27人	8.7%
合 計		311人	100.0%



問6 問5で「ある」と答えた方は、参加したものがあるものを選んでください。(複数回答可)

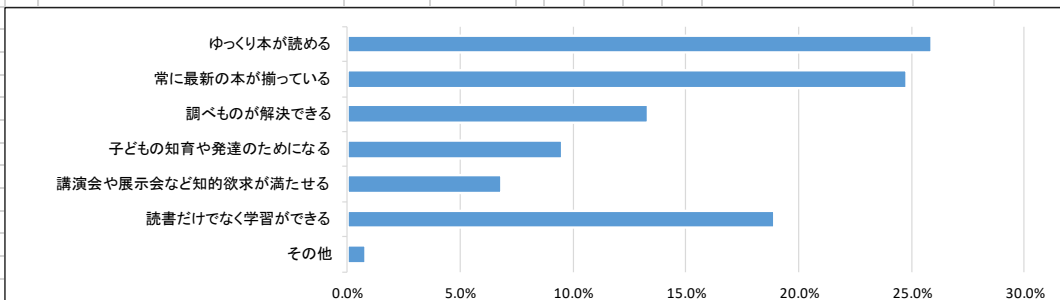
1	「なでしこの会」のおはなし会	29人	38.2%
2	「ちびちびひろば」	11人	14.5%
3	「ききみずきんおはなしの会」	25人	32.9%
4	「パパの絵本タイム」	6人	7.9%
5	未回答	5人	6.5%
合 計		76人	100.0%



問7 あなたが甲府市立図書館に求めるものはどのようなものですか？(※複数回答可)

1	ゆっくり本が読める	134人	25.9%
2	常に最新の本が揃っている	128人	24.8%
3	調べものが解決できる	69人	13.3%
4	子どもの知育や発達のためになる	49人	9.5%
5	講演会や展示会など知的欲求が満たせる	35人	6.8%
6	読書だけでなく学習ができる	98人	18.9%
7	その他	4人	0.8%
合 計		517人	100.0%

- 7 その他
- ・ きれい
 - ・ 憩いの場
 - ・ 軽食スペース、子連れでの快適性
 - ・ 良い本に出会える

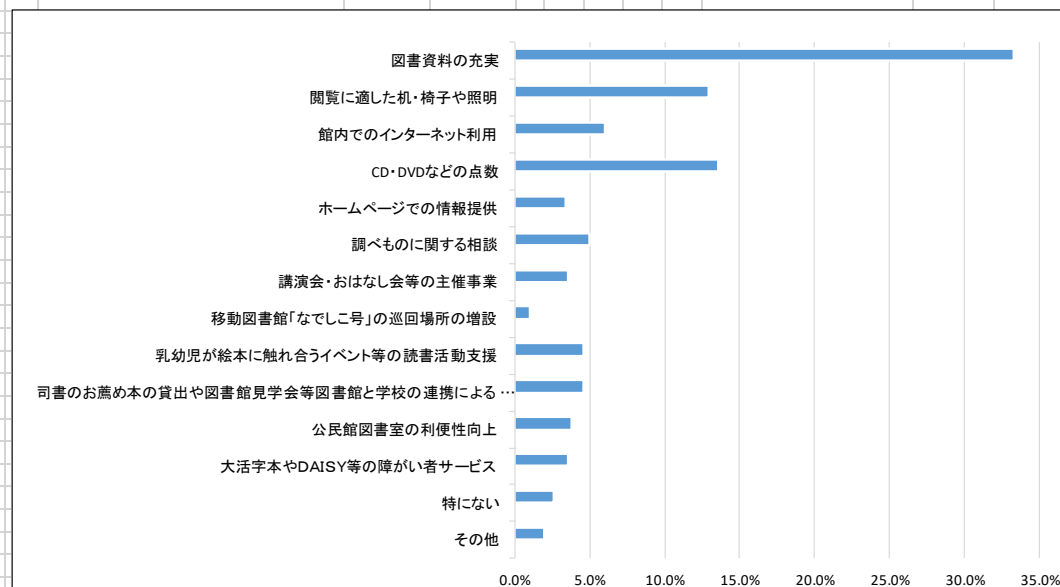


問7 今後どのような図書館サービスの充実を希望しますか？

特に力を入れるべきと思われるものを、3つまでお選び下さい。

1	図書資料の充実	166人	33.3%
2	閲覧に適した机・椅子や照明	64人	12.9%
3	館内でのインターネット利用	30人	6.0%
4	CD・DVDなどの点数	68人	13.6%
5	ホームページでの情報提供	17人	3.4%
6	調べものに関する相談	25人	5.0%
7	講演会・おはなし会等の主催事業	18人	3.6%
8	移動図書館「なでしこ号」の巡回場所の増設	5人	1.0%
9	乳幼児が絵本に触れ合うイベント等の読書活動支援	23人	4.6%
10	司書のお薦め本の貸出や図書館見学会等図書館と学校の連携による読書活動支援	23人	4.6%
11	公民館図書室の利便性向上	19人	3.8%
12	大活字本やDAISY等の障がい者サービス	18人	3.6%
13	特にない	13人	2.6%
14	その他	10人	2.0%
合 計		499人	100.0%

- 14 その他
- ・ 快適な空間
 - ・ PCで資料作成できるスペース
 - ・ 館内の持ち込みPCの利用
 - ・ Free Wi-Fi
 - ・ 図書館の分室の開設
 - ・ 購入希望図書をもっと充実して欲しい
 - ・ 最新の本をもっとそろえてほしい
 - ・ 新書、文芸書、文庫本の拡充



【関係法令・上位計画等】

■図書館法（昭和 25 年 法律第 118 号／令和元年改正）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、[社会教育法](#)（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 [学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）[第九十条第一項](#)の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（[地方教育行政の組織及び運営に関する法律](#)（昭和三十一年法律第百六十二号）[第二十三条第一項](#)の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（[第十三条第一項](#)において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収

することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

—省略—

■図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 文部科学省告示第 172 号）

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域

の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレフ

ァレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の

社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に應えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4のに定める職員のほか、第二の二の1、(一)3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上

を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

—省略—

■甲府市教育大綱（抜粋／甲府市教育委員会 令和元年改定）

基本施策 5：生涯学習の充実

市民が生涯にわたり学び続け、楽しみやいきがいを持つことで、自己の充実・啓発や生活の向上を図ることができるよう、学習機会や学習内容を充実するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに取り組みます。

【重点施策】

➤図書館の充実

市民の生涯にわたる情報拠点施設として蔵書資料の整備を図るとともに、良質な図書館サービスの提供に努め、読書を通して人生を豊かにする読書文化の醸成と子どもの読書活動の推進を図ります。

■甲府市生涯学習ビジョン（抜粋／甲府市教育委員会 平成 25 年）

「火」地域の活性化と教養を高める “まなび”

（3）魅力ある図書館づくりと読書活動の推進

市民のニーズに即した質の高い資料の収集・整備や武田氏関係の地域資料の継続的な収集推進、子どもたちに出会ってほしい基本図書の充実などにも努めるとともに、ハイブリッド図書館についても調査研究を行います。

また、必要な情報を利用者に届けるレファレンスサービス等の充実や職員研修の強化などにより、市民のニーズに応えられる図書館サービスを提供します。

「いつでも・どこでも・だれでも」市内のどこに住んでいても公平に図書館サービスが享受できるような図書館サービスネットワーク網の構築に努めるとともに、県内唯一の移動図書館「なでしこ号」の効率的な運営や公民館図書室とのネットワーク化などによる他施設との連携強化などを通して、図書館をより利用しやすくなるよう取り組みます。

さらに、近年、子どもの読書離れが深刻な問題となっていることから、家庭・地域・学校等において自主的に読書を行う習慣を養い、また、読書習慣を身に付けることができるよう、読書環境の整備に努めます。

甲府市立図書館基本計画

令和 2 年 3 月発行

甲府市教育部生涯学習室図書館

〒400-0861 甲府市城東一丁目 1 2 番 3 3 号

Tel (055) 235-1427 Fax (055) 227-6766